

参 考 资 料

目 次

「協議第 8号 地域自治組織等の取扱い」関係

市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）	2
富合町合併特例区協議会の組織に関する規則	4

「協議第 11号 合併市町村基本計画」関係

「熊本市・植木町新市基本計画」新旧対照表	7
熊本市におけるバス交通のあり方検討の状況	10
熊本市の協働と自主自立のまちづくり	11
熊本市の農業について	12
植木町域における観光の振興について	24
新市の主要事業の概要	26

「合併・政令指定都市移行に伴う財政見直し」関係

政令指定都市移行に伴う影響額試算の前提	33
城南町・植木町との合併・政令指定都市移行に伴う 財政見直し（H21－H30）	34

「協議第 8号
地域自治組織等の取扱い」関係

○ 市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

（合併市町村基本計画の作成及び変更）

第六条 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

一 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針

二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項

三 公共的施設の統合整備に関する事項

四 合併市町村の財政計画

2 合併市町村基本計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により合併市町村基本計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 第六十一条第二十三項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、同条第一項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 合併市町村は、その議会の議決を経て合併市町村基本計画を変更することができる。

8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第七項の規定により合併市町村基本計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第二十二条第一項に規定する地域審議会が置かれている場合、第二十四条第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会（地方自治法第二百二条の五第一項に規定する地域協議会をいう。）又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

10 第四項の規定は、第七項の規定により合併市町村が合併市町村基本計画を変更した場合について準用する。

(合併特例区協議会の設置及び構成員)

第三十六条 合併特例区に、合併特例区協議会を置く。

- 2 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任する。
- 3 前項の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならない。
- 4 合併特例区協議会の構成員の任期は、二年以内において規約で定める期間とする。
- 5 合併特例区協議会の構成員が当該合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は第七項において準用する地方自治法第九十二条の二の規定に該当するときは、その職を失う。
- 6 合併特例区協議会の構成員には、次項において準用する地方自治法第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、報酬を支給しないこととすることができる。
- 7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条の二及び第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会(市町村の合併の特例等に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。)の構成員」と、同法第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

(合併特例区協議会の権限)

- 第三十八条 合併特例区協議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。
- 2 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
 - 4 この法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項につき合併特例区協議会の同意を要するものを定めることができる。

富合町合併特例区協議会の組織に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富合町合併特例区規約に規定するもののほか、合併特例区協議会（以下「協議会」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものである。

(協議会の構成員の活動業務)

第2条 協議会の構成員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の会議に参加すること。
- (2) 富合区域内の各地区嘱託員と定期的に意見交換を行うこと。
- (3) 区長などの行政機関と定期的に意見交換を行うこと。
- (4) 富合区域選出市議会議員と定期的に意見交換を行うこと。
- (5) 合併特例区が実施する各種イベントへの参加
- (6) 協議会の広報に関すること。
- (7) 協議会の部会に関する活動
- (8) 富合区域内で取り組む事業に関すること。
- (9) 住民自治組織の形成に関すること。

(部会)

第3条 協議会が必要と認める事項について、調査研究等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、協議会に諮り別に定める。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、協議会に諮り別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「協議第 1 1 号
合併市町村基本計画」関係

「熊本市・植木町新市基本計画」新旧対照表

No.	ページ		案（新）	素案（旧）
1	1	1- (2) 13行目	18.6%と全国平均と比較し低い状況に	18.6%と <u>現在</u> 全国平均と比較し低い状況に
2	2	1- (3) 4行目	国道3号や <u>県道熊本原坂線</u> などで結ばれており、	国道3号や <u>主要地方道熊本原坂線</u> などで結ばれており、
3	2	1- (4) 2行目	保健・福祉・医療など <u>様々な</u>	保健・福祉・医療など <u>さまざまな</u>
4	2	1- (5) 11行目	年々上昇傾向にあります。	年々上昇傾向にあり、 <u>決して楽観はできない</u> 状況です。
5	3	3行目	住民一人当たりの残高について中核市平均程度まで回復し、	住民一人当たりの残高について中核市平均程度まで回復、
6	3	8行目	扶助費は増加傾向にあることから、	扶助費は増大傾向にあることから、
7	5	表タイトル	〔熊本市・植木町の概況〕	〔熊本市、植木町の概況〕
8	6	2 9行目	明治までの <u>200</u> 有余年	明治までの <u>二百</u> 有余年
9	6	両市町の沿革	参考：平成 <u>20</u> 年熊本県市町村要覧	参考：平成 <u>19</u> 年熊本県市町村要覧
10	10	2- (2) 3行目	自然と都市機能が調和した	自然と都市機能が調和した、
11	13	3- (1) 2行目	いきいきと暮らせるまちづくり	いきいきと暮らせるまちづくり
12	13	3- (1) 3行目	既存施設の機能強化や公園やスポーツ施設などの <u>体力・健康づくり拠点</u> の整備	拠点施設の機能強化や公園やスポーツ施設の整備
13	13	3- (1) ①	「健康福祉センター（かがやき館）」や「植木病院」、 <u>「熊本市民病院」</u> の連携を強化し、	「健康福祉センター（かがやき館）」と「植木病院」の連携を強化し、
14	13	3- (1) ⑤	⑤ <u>体力・健康づくり拠点</u> の計画的な整備	⑤ <u>スポーツ施設</u> の計画的な整備
15	13	3- (1) ⑤ 1行目	・旧国立蚕糸試験場跡地に <u>各種スポーツが</u> 楽しめ、 <u>体力・健康づくり</u> や住民の憩いの場の計画的な整備	・旧国立蚕糸試験場跡地などを活用した <u>スポーツ拠点施設</u> の計画的な整備
16	16	(4) 2行目	西南の役最大の激戦地であり、また日本赤十字社の前身の博愛社発祥の地である <u>田原坂</u> など、	西南の役最大の激戦地である <u>田原坂</u> など、
17	17	1- (2) 4行目	環境を整備し、 <u>男女共同参画社会の実現</u> をめざします。	環境を整備します。
18	17	2- (2) 1行目	関係団体と協力し、 <u>交通の安全と円滑化に</u> 配意した交通安全施設の計画的な整備に努めるとともに、 <u>交通ルールやマナー</u> など	関係団体と協力し、 <u>交通ルールやマナー</u> など
19	18	2- (4) 2行目	関係団体との連携を強化するとともに、 <u>これまで本地域が取り組んできた文化の香り高いまちづくり</u> を継承し、 <u>文化芸術活動への支援</u> や自主文化事業の開催など、	関係団体との連携を強化するとともに、 <u>文化芸術活動への支援</u> や自主文化事業の開催など、
20	18	2- (4) 3行目	住民が文化・芸術に <u>ふれる</u> 機会	住民が文化・芸術に <u>触れる</u> 機会
21	19	3- (2) 2行目	また、 <u>麻しんをはじめとする予防接種の接種率</u> を高める取り組みを進めるとともに、	また、 <u>予防接種の実施</u> するとともに、

「熊本市・植木町新市基本計画」新旧対照表

No.	ページ		案（新）	素案（旧）
22	19	3- (2) 3行目	HIVなど様々な	HIVなどさまざまな
23	20	4- (1) 4行目	児童育成クラブなどの子どもたちが安全で健やかに活動できる居場所の確保、	子どもたちが安全で健やかに活動できる居場所の確保、
24	21	5- (2) 6行目	体力・健康づくり拠点の整備	スポーツ拠点施設の整備
25	21	5- (3) 3行目	歴史的文化遺産にふれる機会	歴史的文化遺産に触れる機会
26	22	6- (1) 1行目	様々なイベント	さまざまなイベント
27	23	7- (2)	西南の役で知られる「田原坂」を熊本城と一体となったストーリーの中で全国にPRするとともに、小野小町伝説の地「小野泉水」や良質な泉質で知られる「植木温泉」、すいかをはじめとした農産物など、魅力ある豊かな観光資源を有機的に組み合わせ、福岡や関西方面などからの観光客の増加を図ります。あわせて、田原坂資料館の改築や観光案内所の整備など、観光客の受け入れ環境の整備を進めます。	魅力ある豊かな地域資源を生かした観光振興を図るため、西南の役で知られる「田原坂」や小野小町伝説の地「小野泉水」、良質な泉質で知られる「植木温泉」などを結ぶ観光ルートについて、積極的にインターネットなどを活用した情報の発信に努めます。
28	23	7- (3) 2行目	生産基盤の整備や担い手育成に努めるほか、新たな販売方法や生産方法など、やる気のある農業者が安心して挑戦できるような環境づくりを進めます。	生産基盤の整備や担い手育成、営農集団や受託組織など生産組織の強化に努めます。
29	23	7- (3) 6行目	観光型農業などにより都市と農村との交流を促進するなど、本地域が持つ高い技術と人材の力を最大限発揮できるような農業地域の活性化に取り組みます。	観光型農業など都市と農村との交流を促進するなど、農業地域の活性化に取り組みます。
30	25	(7) 2行目	農業集落排水の接続や浄化槽の設置を推進します。	農業集落排水の接続や合併処理浄化槽の設置を推進します。
31	26	2- (1) 2行目	住民参画を促進し、	住民参画を促進するなどし、
32	27	4- (2) 3行目	様々な分野	さまざまな分野
33	29	2のソト事業	●芸術文化出張講座事業	
34	29	4のソト事業	○地域子育て支援拠点事業	○地域子育て支援センター
35	29	5のハード事業	◎体力・健康づくり拠点整備事業	◎スポーツ拠点施設整備事業
36	29	5のソト事業	●育英奨学金（育英事業）	○育英奨学金（育英事業）
37	30	6のソト事業	●家庭用雨水貯留施設整備事業	●雨水貯留施設整備事業
38	30	8のソト事業	◎賃貸集合住宅整備費助成事業	◎優良建築物等整備事業
39	30	[注]	新規事業 新規・拡充事業 既に行われている事業	新規事業。 新規・拡充事業。 既に行われている事業。
40	34	4行目	新市への権限移譲	新市への権限委譲
41	34	(1) 1行目	県道については、	県道について、

「熊本市・植木町新市基本計画」新旧対照表

No.	ページ	案（新）	素案（旧）
42	37	3 新市の 財政計画 の概要	体力・健康づくり拠点整備事業
			スポーツ拠点施設整備事業
43	37	新市計画 重点事業 分	賃貸集合住宅整備費助成事業
			優良建築物等整備事業
44	37	3 新市財 政計画の 概要の欄 外	新市計画重点事業は上記のほかに、企業会計分として、上水道事業に約38億円、公共下水道事業に約57億円を計画しており、これを合計すると投資的経費は約290億円となります。
45	51	5- (1) 5行目及び 一覧表	特別支援学校
			盲・聾・養護学校
46	52	一覧表 その他の 施設	救護施設 熊本市 1 植木町 0

【熊本市におけるバス交通のあり方検討協議会】

＜基本理念＞

望ましいバスサービス水準や市営を含めたバス事業の運行体制のあり方の方向性について検討し、将来にわたって利便性の高いバスサービスを提供できる交通体系を確立する。

＜検討項目、施策＞

1 熊本市地域公共交通連携計画の策定

○バス路線網の再編

- ・幹線、支線、環状線等の路線分類
- ・交通結節点（ターミナル）の分類
- ・コミュニティバスの導入方針の設定 など

○利用促進策（25施策）

- ・乗換拠点の整備
- ・I Cカードの導入
- ・ノンステップバスの導入 など

2 バス事業の運行体制の方向性に関する検討

○市営バスを含むバス事業の運行体制のあり方について検討



【熊本市・植木町新市基本計画】

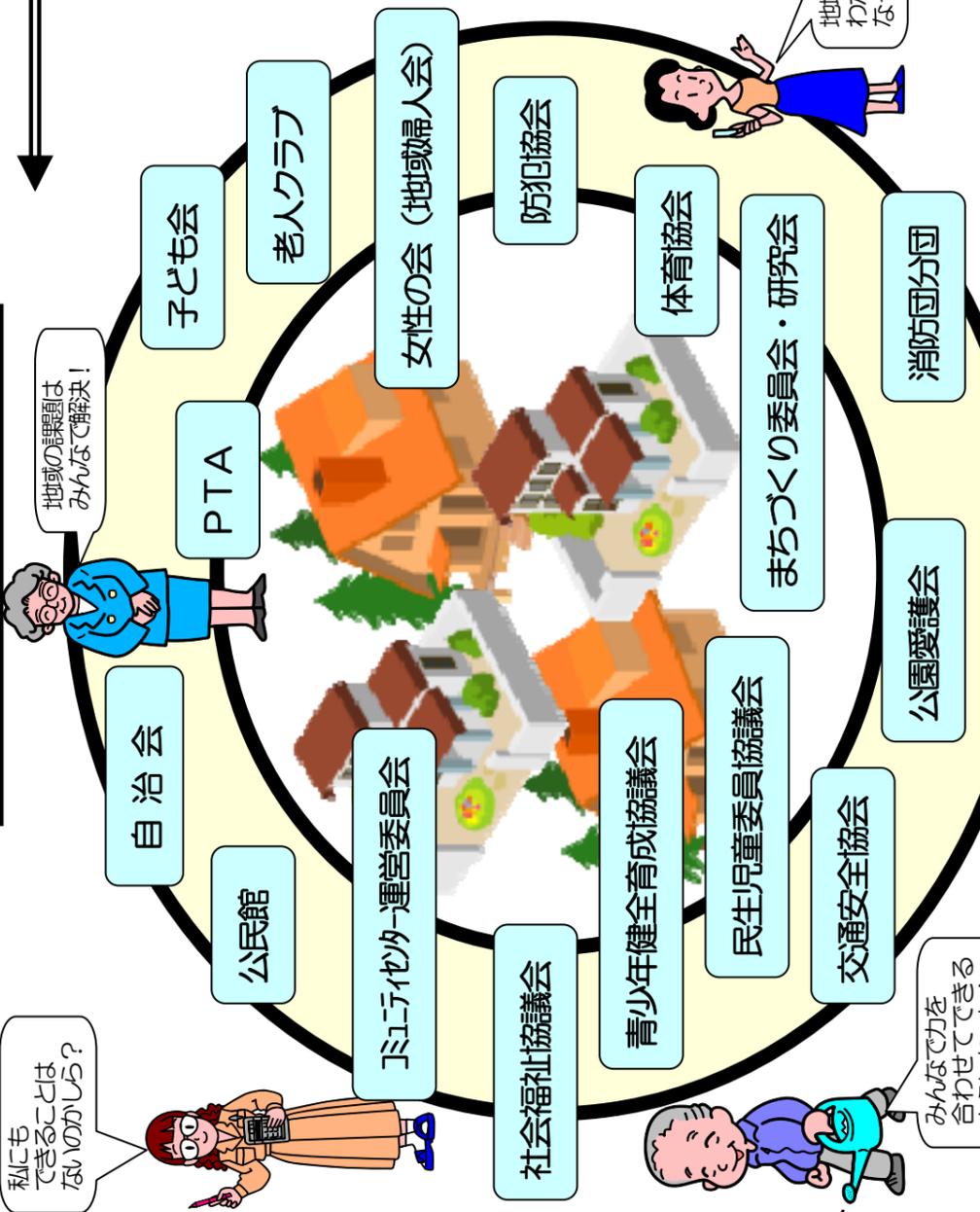
＜現植木町役場とJ R植木駅との連携強化と交通アクセスの充実＞

現植木町役場周辺におけるバスベイ、J R植木駅周辺における駐輪場、パークアンドライド施設、公共交通機関の乗り入れ施設（ロータリー）、現植木町役場からJ R植木駅を結ぶコミュニティバスの運行など、より有効な事業手法を検討しながら公共交通機関の利便性の向上に向けた取り組みを進めていく。

熊本市の協働と自主自立のまちづくり

～地域コミュニティの活性化～

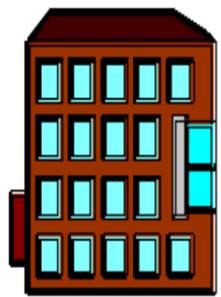
地域の特性を生かした
互いに助け合う
安心・安全な「まち」



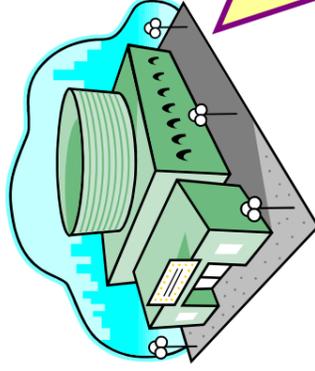
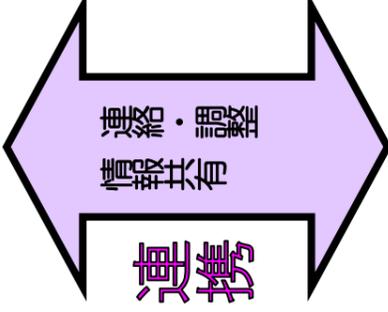
私にも
できることは
ないかしら？

みんなで力を
合わせてできる
ようになった！

地域の情報が
わかつたわ！
よかったわ！

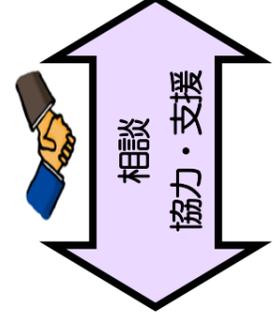


市役所
担当部署



まちづくり交流室・公民館

協働

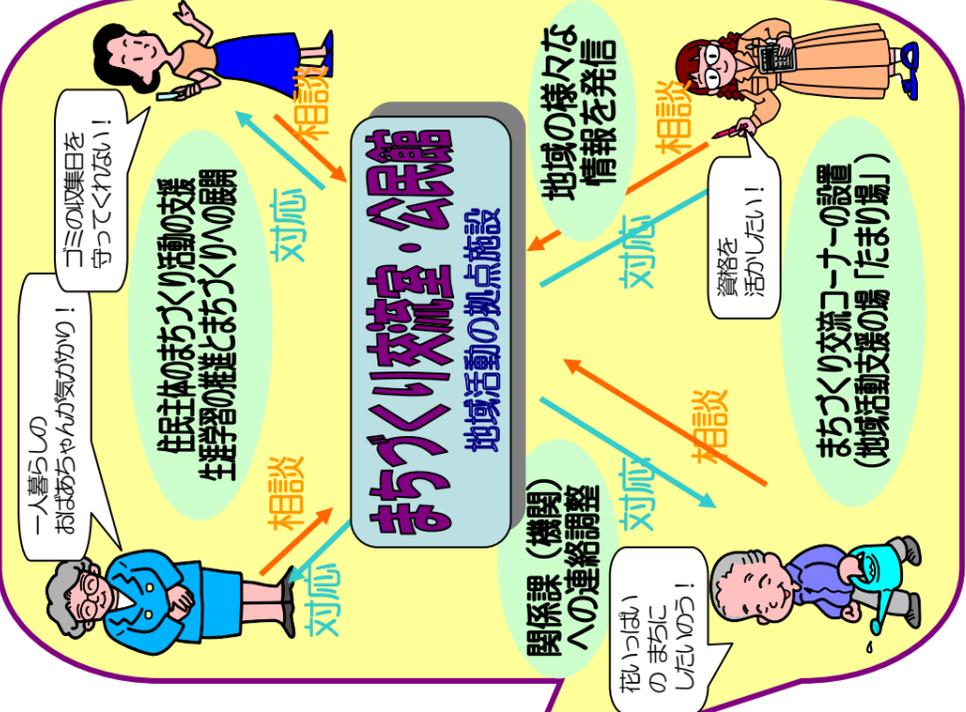


関係課からの支援

《主な地域コミュニティ活動例》

- 地域のまつり事業、体育祭、敬老会、敬老会、成人式等
- 太鼓の育成等の伝統文化の継承
- 防犯・防災活動
- いきいきサロン・子育てサロン等の福祉活動
- 校区コミュニティカレンダー作成
- 坪井川河川「ごみ」漂着問題に関する調査研究
- 小学校庭芝生花プロジェクト
- 河川浄化活動など

【まちづくり交流室とは…？】



※すべての地域課題について校区自治協議会を通す必要はなく、道路や街路樹の維持補修等、速やかな対応が必要な案件については、従来どおり、直接所管課で対応します。

校区自治協議会

- ◆地域団体相互の連携
- ◆情報の共有化
- ◆住民の意見・提案の集約
- ◆住民と行政の協働

※支援メニューについては、別紙「まちづくり活動の手引き」参照

熊本市農業の将来像

本市は、農業の持続的な発展と農業地域活性化を図っていくため、平成21年3月に「熊本市農水産業計画」を策定しました。

生産者と行政のみならず、市民、国・県など関係機関、更には都市圏市町村などと幅広い連携の下、将来にわたり持続的に発展できるよう「農業の持続的発展」を基本目標に掲げ、夢のある・稼げる・やりがいのある農業の実現を図ります。



【目 標】

「農業の持続的発展」

【将来像】

「夢のある・稼げる・やりがいのある農業」

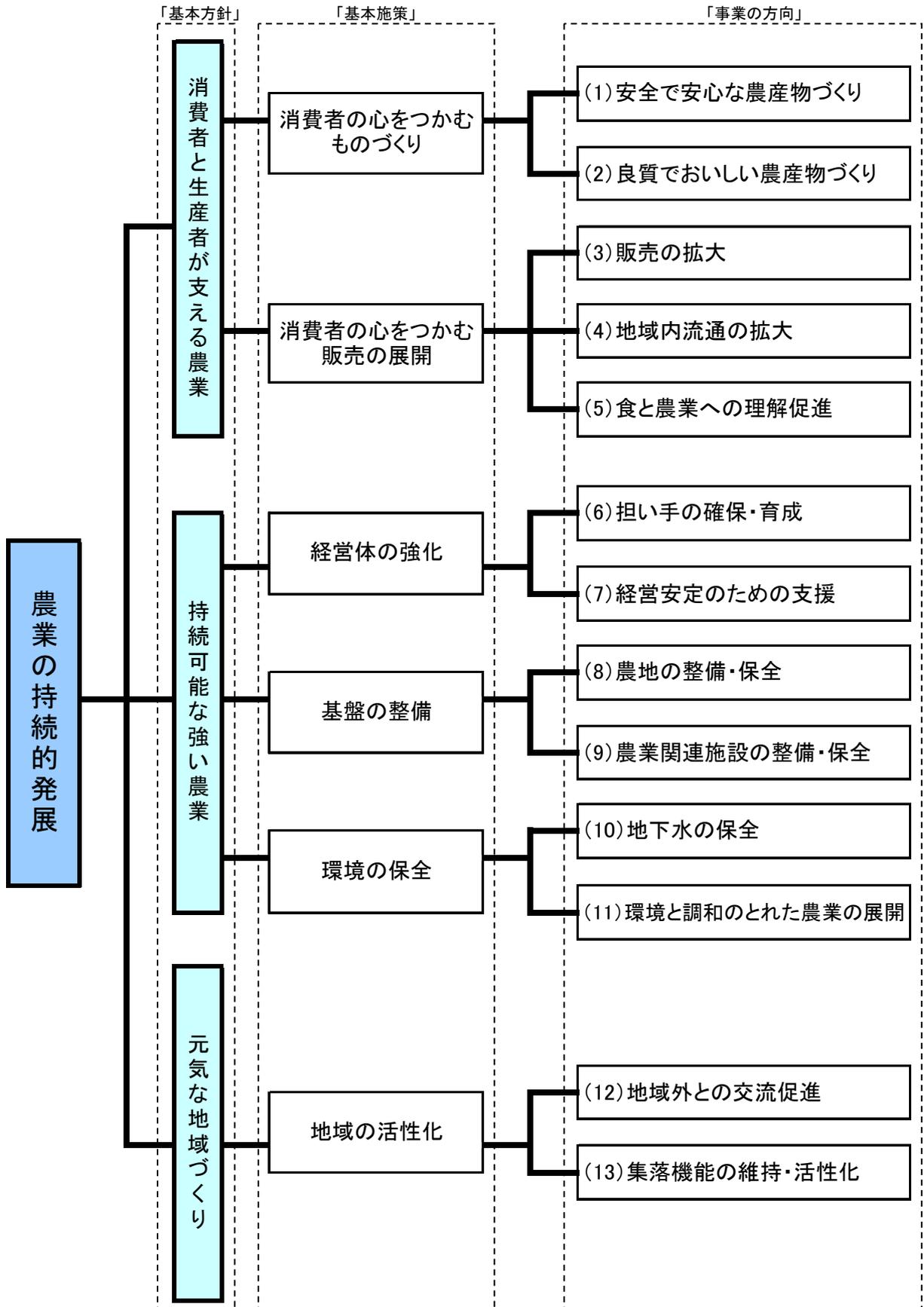
【基本方針】

消費者と生産者が支える農業	安全・安心でおいしい農産物の生産とこれに対する消費者からの理解を得られるための取り組みを推進し、消費者と生産者とが支えあう良好な食料供給体制の確立を目指します。
持続可能な強い農業	経営体の強化、基盤の整備、環境保全に配慮した農業の実現に取り組み、健全な農業の維持・発展を目指します。
元気な地域づくり	交流活動の推進、共同活動や定住促進による地域づくりや集落機能の維持・活性化など、農業地域の活性化を目指します。

【指 標】

指標名	現状（H19）	H30年目標
農業産出額	309億円	333億円
担い手数（認定農業者数+集落営農組織数）	1,140経営体	1,250経営体

【計画の体系】



【事業の方向の主な取り組み】

(1)安全で安心な農産物づくり

●安全な農産物の生産

- ・土作り等を基礎とした安全安心な農産物の生産振興
- ・農薬、肥料等の適正使用や使用料削減を推進
- ・生産段階における残留農薬等の自主検査の推進

●農業者の育成

- ・「有作くん」等の農産物認定制度への取り組みを推進
- ・安全確保に対する生産者意識向上のための啓発を実施

●市民啓発

- ・市民からの正しい理解を得るため、安全性確保のためには、コストが必要である等の認識の向上を図る啓発活動を実施

(2)良質でおいしい農産物づくり

●消費者ニーズの把握

- ・商談会や試食会などを支援し、消費者ニーズに応える生産を振興

●土作りの推進

- ・良質堆厩肥の施用や土壌分析に基づく土作りの推進

●優良（有用）品種の導入促進

- ・消費者ニーズに基づく優良品種の導入促進

●生産技術の向上

- ・栽培技術の見直しと普及・啓発による生産技術の向上
- ・ハウスの温度管理技術向上のための啓発

●品質の向上・確保

- ・消費者からの信頼確保のため、糖度センサー等新技术を利用した品質管理の推進

(3)販売の拡大

●PR活動

- ・消費地での観光部門と連携したセールス会の開催
- ・「有作くん」など、高品質な農産物の認知度向上のためのPRの実施

●物産施設

- ・物産施設などを有効利用した販売拡大を推進

●選果場の機能強化

- ・競争力強化のための選果場の機能強化を推進

●新たな販売方法の開拓

- ・加工品開発や販路開拓に向けた農商工連携の推進
- ・輸出やインターネット販売等の取り組みを支援

(4)地域内流通の拡大

●PR活動

- ・農産物の旬や料理法なども含めた情報発信による効果的な宣伝の実施
- ・農産物の大切さを啓発し、市民の理解を深める
- ・中食産業、飲食店、ホテル等との連携による消費拡大
- ・生産現場公開や出荷計画などの情報提供による教育施設・福祉施設等での導入を促進

●直販所等の活性化

- ・量販店との連携による産直コーナーの設置の推進
- ・直販所間のネットワーク強化、朝市のような多様なイベントの開催、ポイントカードのような各直販所の魅力向上を支援
- ・生産者の顔の見える販売や加工品開発など、商品の魅力向上を支援

●ひご野菜

- ・認知度向上のため、料理法を含めた市民に対する情報発信の実施
- ・生産体制の強化や加工品開発などによる生産・流通の拡大を推進

(5) 食と農業への理解促進

●食生活・農業・農産物に関する理解の促進

- ・シンポジウムや講演会等の開催などによる安全、コスト、食生活、農業、農産物、旬の食べ物、伝統料理、料理方法などに関する市民啓発
- ・「熊本市食の安全安心・食育推進計画」に基づく、学校等との連携による食育の推進
- ・消費者と生産者等から構成される市民団体「くまもと市民食農応援団」の地産地消への取り組みに対する活動支援

●農業体験・農業者と消費者との交流促進と情報発信

- ・各種団体の取り組む体験学習等に対する支援
- ・農産物フェアの開催による地元農産物の情報発信
- ・体験学習の開催や市民農園の利用促進などによる農業体験機会の提供

(6) 担い手の確保・育成

●主力となる担い手の確保・育成

- ・経営改善計画の作成、実施の支援による認定農業者の確保、育成
- ・ほ場整備事業の支援による集落営農組織の設立や法人化の推進
- ・経営分析能力の向上のための研修等による経営改善を促進

●将来の担い手の確保・育成

- ・新規就農者を対象とした研修や就農相談窓口での相談を実施
- ・後継者育成のための研修実施や後継者組織の活動支援
- ・農業高校、農業大学との連携強化による人材の確保、育成

●高齢農業者への支援

- ・高齢者に合う集落営農や地域の交流活動への参加を推進

●女性の参画

- ・女性組織の活動支援
- ・家族経営協定締結による就労環境向上、経営への参画や起業化を支援

●援農ボランティア体制の構築

- ・労働力不足や耕作放棄地の解消、就農者確保に向けた援農体制の構築

(7) 経営安定のための支援

●経営効率化

- ・機械の共同利用や燃料の使用削減等によるコスト削減と省力化を推進

●経営の改善

- ・融資制度の周知や利子補給により利用を促進し、経営改善を支援

●生産の安定化等

- ・有害鳥獣や病害虫への対策による被害防止や家畜衛生、防疫体制強化
- ・耐候性ハウスの整備による台風被害防止と収穫期間の延長
- ・県や団体と連携し、温暖化の進行による品質低下等への対応を実施

●価格安定化

- ・豊作時の価格下落に対応するため、野菜価格安定事業等への加入を促進

(8) 農地の整備・保全

●農地の確保

- ・農業委員会等との連携による無断転用の抑制、解消による優良農地確保
- ・急傾斜地域の農地の侵食、崩壊防止のための整備事業を推進

●ほ場整備事業

- ・生産性向上や生産コスト低減のためのほ場整備事業の推進

●農地の有効利用・耕作放棄地の解消

- ・農家の規模拡大等を支援し、農地の有効利用、耕作放棄地解消を促進
- ・生産条件の悪い中山間地域等への交付金支給による営農継続の支援

●農地情報の管理

- ・GIS（地理情報システム）整備による事務の迅速化と省力化

(9) 農業関連施設の整備・保全

●農業関連施設の整備、保全

- ・農作業効率化等のための農道整備、保全
- ・かんがい排水機能の向上、確保のための用排水路の整備、保全
- ・降雨時の冠水や高波被害を防ぐための排水ポンプ、堤防の整備、保全

(10) 地下水の保全

●地下水の量の保全

- ・農地を保全し、白川中流域水田かん養事業や雨水浸透施設設置など地下水かん養の取り組みを推進

●地下水の質の保全

- ・環境部局や県と連携した調査及び情報の共有と指導の充実
- ・肥料投入の適正化や家畜ふん尿の適正処理による地下水の汚染防止

(11) 環境と調和のとれた農業の展開

●地球温暖化防止

- ・保温能力の高いハウスの整備や管理技術向上による燃料使用料削減
- ・石油燃料からバイオマス燃料への転換等の推進

●循環型農業の構築

- ・廃プラスチック類などの廃棄物の再利用を推進
- ・食品廃棄物の肥料化や飼料化による再利用を推進

●生態系の維持

- ・農薬の使用料削減のための啓発活動を実施

(12) 地域外との交流促進

●直販所の活性化

- ・直販所の活性化による人的、経済的な交流の推進

●交流活動の支援

- ・交流事業制度や他地域の事例発表会などの情報提供
- ・交流事業の開催案内など情報発信に対する支援
- ・交流事業に積極的に取り組む実践活動に対する支援
- ・市民からの農業体験の要望と受け入れ農家とのマッチングを支援

(13) 集落機能の維持・活性化

●共同活動による地域づくり

- ・地域住民の共同による農地、農道、水路などの管理活動を支援

●定住促進

- ・既存集落における集落内開発制度の導入等による定住促進

熊本市の農業振興施策

1. 熊本市農林水産業振興補助金事務取扱要綱に基づく施策

(1) 市単独の補助事業

- ・ **組織助成事業**（生産者組織に対しては設立から3年間）

新しい農業の担い手となる農業後継者が組織する団体等に対して産地視察など活動支援として、定額又は1/3以内の額を補助します。



- ・ **施設機械等導入事業**

地域での取り組みとして、農業者が組織する団体、例えば大豆生産組合に対して、乗用管理機外一式の機械導入に要する経費のうち、1/3の額を補助します。



- ・ **高品質家畜生産奨励事業**

泌乳、産肉能力に優れた家畜を育成したものに対して、農業協同組合等を通じて補助金を交付します。

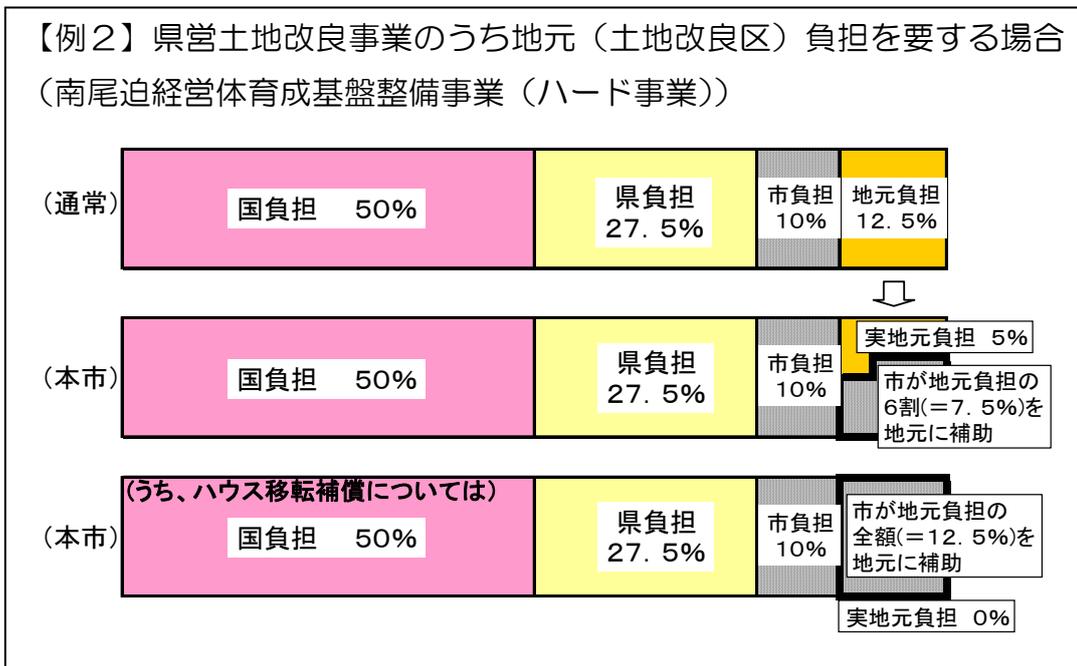
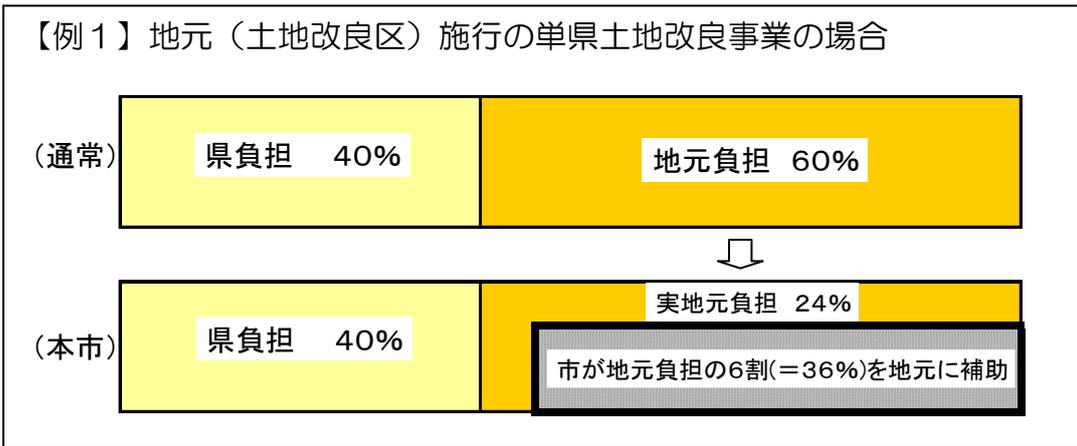
- ①優良乳牛（年間10,000kg以上産乳する乳牛）に対し、1頭当たり5千円補助
- ②優良肉牛（枝肉規格「A-4」以上の褐色和牛・交雑種、「A-5」以上の黒毛和牛）に対し、1頭当たり5千円補助
- ③優良肉豚（枝肉規格「上」の肉豚）に対し、1頭当たり500円補助

※1戸当たりの上限あり

(3) 土地改良事業への補助

・ 県営及び団体営土地改良事業

土地改良法による県営及び団体営の土地改良事業のうち、地元負担を要するものについて本市では、事業に要した費用のうち地元負担分の 6 割を補助します。



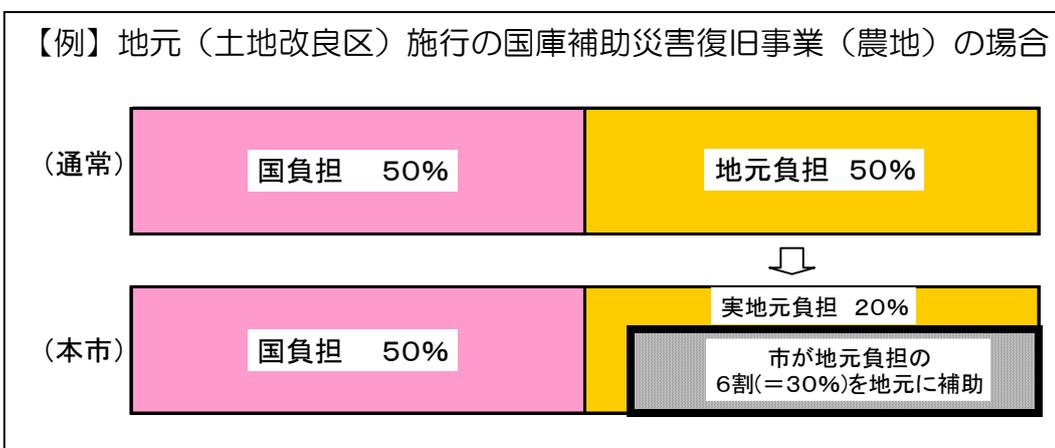
・ **災害復旧事業**

① 市単独災害復旧事業

国庫補助災害復旧事業に該当しない小規模の事業に要した費用(6万円以上 40万円未満)のうち、地元負担分の5割を補助します。

② 国庫補助災害復旧事業

土地改良法による災害復旧事業のうち、地元負担を要するものについて、事業に要した費用のうち地元負担分の6割を補助します。



2. 各種要綱等に伴う施策

(1) 農とぴあ事業補助金

(目的)

「農とぴあ」とは、地域の農業者や農業団体等が運営主体となり、消費者や市民と連携し、集落や農区など一定のゾーンで、安全な農産物の提供や生産者と消費者との交流事業などに取り組む「地産地消の拠点」を言います。

地域農業者自らの発案と創意工夫による地域の特色を生かしたまちづくりをおこなう「農とぴあ」に対し支援を行います。

(事業内容)

ソフト事業（組織対策：組織運営、研修など）

補助率 1/2 以内 限度額 500 千円

ハード事業（施設等の拡充：直販所の改修など）

補助率 1/2 以内 限度額 3,000 千円

ふれあい農園の整備（区画整理、看板掲出など）

補助率 1/2 以内 限度額 1,000 千円

(2) 農用地有効利用促進事業助成金

(目的)

農用地の有効利用による流動化の推進と、規模拡大等による効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある農業者育成のため、「農用地利用集積計画」より、新規に5年以上の利用権設定を受けた農業者（借り手側）に対し補助金を交付します。

(事業内容)

助成金額・・・10aあたり10,000円（10円/㎡）

助成対象地・・・市域の農業振興地域内農地

(3) 熊本市農林業振興資金貸付

農業者の経営の近代化や改善のために農業用機械や施設を導入する際に必要な資金の借入が円滑にできるよう、農業協同組合等の金融機関を通じて予算の範囲内で資金の貸付を行っています。

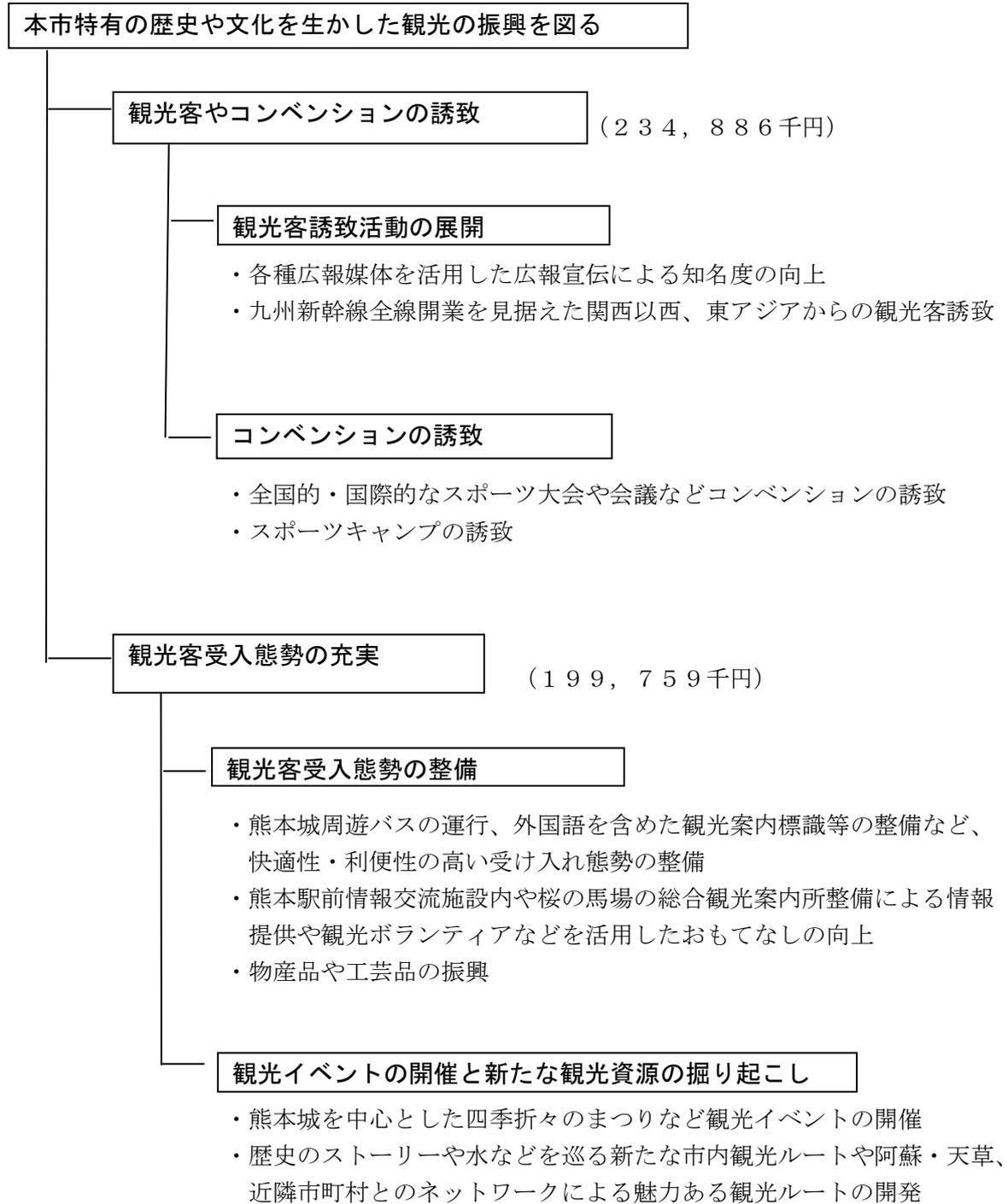
◎平成21年度予算	農林業振興資金	100,000千円
	畜産業振興資金	100,000千円

貸付金の種類	貸付窓口	貸付けの対象となる事項	貸付金の限度	償還期間	利率	償還方法
農林資金	農協 銀行	施設資金(果樹に係るものを除く。) 温室、ハウス、灌水加温、防除、農産物貯蔵運搬等の施設	事業費の80%以内 (共同施設、共同購入等、1ha以上の面的事業については100%以内)	7年以内	年利 1.6% 以内	元金均等 年賦払
		果樹経営安定資金 灌水加温、防除、貯蔵運搬等の施設				
		農業機械資金 耕うん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具、収穫調整用機具等		5年以内		
		種苗資材資金 種苗購入、資材購入等		3年以内		
		農作物生産基礎条件整備資金 天地返し、暗きよ、客土等				
農業後継者育成資金	農協 銀行	農業後継者が新しく実施する家畜、種苗、資材、機械等の購入及び施設の設置等	1人につき300万円以内	3年以内 (100万円超5年以内)	無利子	元金均等 年賦払
畜産資金	農協 銀行	種畜導入資金	乳牛(牝) 1頭につき35万円以内	4年以内	年利 1.6% 以内	元金均等 年賦払
			繁殖肉牛 1頭につき35万円以内			
			馬 1頭につき35万円以内	3年以内		
		豚 1頭につき10万円以内				
		家畜導入資金	肉用牛 1頭につき35万円以内	3年以内		
			肉用オス子牛 1頭につき10万円以内			
			肉用馬 1頭につき35万円以内			
豚 1頭につき2万円以内						
畜産施設資金 畜舎の新築・改造又は機具の購入等	事業費の80%以内 (共同施設、共同購入については100%以内)	7年以内	無利子			
畜舎ふん尿処理施設資金						
畜舎移転資金						

植木町域における観光の振興について

◀ 熊本市の観光施策の体系 ▶

() 内：平成21年度観光政策課予算



植木温泉や田原坂など、植木地区の貴重な観光資源の更なる充実を図るとともに、熊本市域との一体的なPR等、効果的な事業を展開するほか、すいかをはじめとした豊富な農産物を観光資源として活用するなど、植木町域及び熊本市域の観光の振興を図る。

- 田原坂・小野泉水公園、植木温泉などのPR
 - ・各種広報媒体（パンフレット、インターネット等）
- 大阪、山陽道、四国等における観光PR
- 東京観光インフォメーションセンターでの観光情報発信
- 姉妹都市等との観光交流
- 阿蘇、天草、北部エリア等との広域観光PRの推進
- 韓国、中国、台湾等での観光PR
- 修学旅行等の誘致

- 熊本国際観光コンベンション協会との連携
 - 各種コンベンションにおけるアフターコンベンション等のPR
 - スポーツキャンプ等誘致への植木温泉や体力・健康づくり拠点（スポーツ施設）の活用

- 植木エリアでの観光客受け入れ態勢の充実
 - ・アクセス道路の整備<<関連部署事業>>
 - ・観光案内所（足湯の併設）の設置<<関連部署事業>>
 - ・観光案内板等の設置
- 観光ボランティアの活用（植木町観光ガイドの支援<<関連部署事業>>）
- 農産物を活用した観光のPR
 - ・農産物の駅の整備<<関連部署事業>>

- 観光ルートのPR
 - ・西南の役をテーマとした「田原坂」や「熊本城」が一体となったストーリーによる観光ルートと滞在型観光の拠点の1つとしての植木温泉のPR
 - ・フードパルや観光農園、農産物の駅等との連携による観光PR<<関連部署との連携>>
- 田原坂公園の利活用
 - ・田原坂資料館の改築<<関連部署事業>>
 - ・史跡の国指定化<<関連部署事業>>
 - ・フィールドミュージアムの推進<<関連部署事業>>

新市の主要事業の概要

1. 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現

【ソフト事業】

○人権教育啓発推進事業

啓発紙の発行（市政だよりへ毎月掲載・年2回の特集など）、人権フェスティバル（人権講演会、パネル展、人権啓発セミナー）など。

○男女共同参画推進啓発事業

セミナーの開催、出前講座の開催、啓発紙の発行など。

2. ともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現

【ソフト事業】

●町内自治会活動支援事業

町内自治振興補助 均等割：6万円～7.5万円 世帯割：600円／世帯

校区自治協議会の設立推進 校区内の地域団体連携を図る組織の設立 運営補助：上限20万円

地域コミュニティづくり支援補助金 校区自治協議会が主体的に地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に取り組む事業費の1/2を補助。：上限30万円

●まちづくり活動支援事業

総合支所・市民センターにまちづくり交流室を設置し、まちづくり担当者が地域に出向き会議、行事等へ参加するとともに、行政の支援情報を提供。

○地域魅力アップ推進事業

地域性を考慮した特色のある活動への補助。：上限30万円

●芸術文化出張講座事業

音楽、舞踊、演劇などの優れた舞台芸術を、小・中学校、市民センターなど地域へ直接出向き提供。

3. 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実

【ソフト事業】

●熊本市優待証（さくらカード）交付事業

高齢者、障がい者、被爆者の積極的な外出を支援し、市の公共施設の入場や市内を運行するバス（市営、産交など）・電車の利用を優待。

お出かけ乗車券（5,000円分）を高齢者・被爆者は運賃の2割（1,000円）、障がい者は運賃の1割（500円）で購入できる。

●生きがい活動推進事業

生きがい作業所や老人福祉センターで、陶芸、園芸、手芸などの講座を開催。また、市内6か所に農園を貸与。

○植木病院事業

診療科7科、病床数141床を有し、地域に密着した医療の提供とともに、保健・福祉と連携した地域ケアの一翼と、二次医療・救急医療の役割を担った新市の北部の拠点病院として運営。

○各種健康診査事業

メニューに応じて健診内容をセットにした総合健診や、健診内容を自らが選択して受診することができる複合検診をかがやき館等で実施。さらに、個別検診として町内の一つの医療機関で実施していた乳がん・子宮がん検診については、熊本市内の委託医療機関での受診が可能になる。

○ふれあいいきいきサロン事業

高齢者が住み慣れた所で、歩いて通える場所に集い交流をもつことで、閉じこもり防止や介護予防を行い、自立した生活を支援する。茶話会・健康体操・健康チェック・介護予防教室等を月1回から4回実施。

4. 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進

【ソフト事業】

○地域子育て支援拠点事業

子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、子育て支援に関する講習などを実施するため、公立1か所、私立2か所を設置。

○ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親（母子・父子）家庭の生活の安定と福祉の向上を図るため、医療費（保険適用分）の一部負担金の2/3を助成。また、入院分については、5年間全額を助成。

○乳幼児医療費助成事業

就学前の乳幼児が医療機関で診療を受けた場合に、医療費（保険適用分）の一部負担金の全額を助成。

なお、植木町では、町内医療機関の通院のみ現物支給だったものが、新市では、医療機関ごとに入院・通院それぞれの一部負担金が1ヶ月21,000円未満の場合は、市内全域の医療機関で現物給付を受けることができる。

●病児・病後児保育事業

小学3年生までの児童で病気や病気回復期において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内に、一時的に施設で保育。 利用料：1日2千円（食事、おやつ代含む）

5. 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興

【ハード事業】

◎体力・健康づくり拠点整備事業

旧国立蚕糸試験場跡地に各種スポーツが楽しめ、体力・健康づくりや住民の憩いの場を整備。

○学校施設改修事業

小中学校の校舎・体育館の耐震化や計画的な改修。

【ソフト事業】

●少人数学級事業

子どもたちの確かな学力や豊かな人間性などを育む学校教育を推進するため、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導を行えるよう、少人数学級（35人）を小学3・4年生、中学1年生に導入。

●育英奨学金（育英事業）

高等学校等や大学又は専修学校等に在学し、経済的理由により修学が困難な方に資金を貸し付け。高校又は高専在学者が対象であったが、新市では、大学又は専修学校等の在学者も対象となる。

○小学校英語活動推進活動

小学校児童の言語に関する能力や国際理解の推進等のために実施（低学年：年間 25 時間、中・高学年：年間 50 時間）。

○田原坂健康マラソン事業

毎年 3 月に行われる大会は今年で 40 回を数え、小学生から大人まで 400 人が参加。

○図書館運営事業

植木町生涯学習センター内に設置。一般閲覧・児童閲覧コーナー、郷土参考資料、おはなしコーナー等を有している。蔵書総冊数は移動図書館を含め 78,387 冊。

○ブックスタート事業

3 か月健診時に赤ちゃんに無料で絵本をプレゼント。（1 人：1,600 円）
本に親しむと同時に、親子のふれあいを深める事業として実施。

6. 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築

【ソフト事業】

●家庭用雨水貯留施設整備事業

下水道の整備によって不用になった浄化槽を雨水貯留槽に転用する方、また、住宅の屋根に降った雨水を貯留するタンクを設置する方に費用の一部を助成

助成額 雨水貯留槽：工事費の 2/3 以内（上限 7 万円）

雨水貯留タンク：工事費の 2/3 以内（対象：200ℓ以上、上限 3.5 万円）

●太陽熱温水器設置補助事業

環境負荷の少ない太陽熱温水器の設置費の 1/4 を助成（上限 5 万円）。

●漱石の森づくり事業

「緑豊かな森の都」を再生するため、市民、事業者、行政が一体となり民有地の緑化を推進。

①家庭の森づくり 3m以上の樹木を植栽する方に 1/2 を助成（上限 2 万円）

②事業所の森づくり 事業所のオープンスペース等に樹木や生垣を植栽する方に 1/2 を助成

(1)生垣の設置：上限 7 万円 (2)構造物の取り壊し：上限 5 万円

(3)樹木の植栽：(1)～(3)の合計で上限 30 万円

③緑の街並みづくり 道路沿いに生垣を植栽する方に 1/2 を助成

(1) 生垣の設置：上限 7 万円 (2)構造物の取り壊し：上限 5 万円

④記念樹配布 誕生・結婚・新築・銀婚式の記念として苗木を配布

○資源ごみ分別収集運営費助成事業

平成 15 年 4 月から鹿本郡市でスタートした分別収集業務を円滑かつ継続的に推進するための運営費を助成。

○ごみ収集施設整備に関する補助事業

収集施設におけるカラス等のごみ散乱対策として金網式ステーションなど設置を助成。

（補助率 1/2・上限 5 万円）

7. 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興

【ハード事業】

◎農産物の駅（仮称）建設事業

高品質高価格とコスト削減による低価格などメリハリをつけた農産物の提供のほか、一次加工、二次加工所や加工体験所の設置。また、ツアー観光客等に対するこれら農産物を使った料理の提供も併せ持つ複合施設の設置。

●基盤整備事業（南尾迫地区）

南尾迫地区における経営体育成基盤整備事業（圃場整備・ソフト事業）。

平成 21 年度に実施した本体事業・ハウス移転事業に係る地元負担金が合併後に支払われるときは熊本市の制度を適用。 地元負担金：植木町 12.5% ⇒ 熊本市 5%

○農道整備事業（植木東部地区）

県道植木大津線と植木インターチェンジへのアクセスを強化するための基幹農道整備。

◎企業誘致（基盤整備事業）

先端技術産業などを誘致するための基盤整備。

◎田原坂資料館改築事業

西南の役に関する貴重な資料、遺物を展示している田原坂資料館の改築。

◎観光案内所建設事業

田原坂、観光農園、植木温泉など貴重な観光資源PRするための、足湯を併設した観光案内所を整備。

【ソフト事業】

●企業立地促進事業

市内に事業所を新設、増設、移設する企業に対して助成。 上限：20 億円（下記の合計）

- (1)固定資産税、都市計画税、事業所税相当額（3 か年度分）
- (2)土地取得費の一部または賃料に要した 3 年分の経費の 1/2
- (3)新規常用従業員数 1 人につき 正社員 50 万円、正社員以外 15 万円
- (4)設備投資補助金 投下固定資産額の 1/10 を補助

○地域ブランドづくり

基盤産業である農業を振興するため、商工業連携を図り「植木すいか」をはじめ特産品のブランド化を行い、農産物の販路拡大を促進する。

○すいか祭りなどの交流型農業イベント開催

すいかと史跡田原坂をテーマとした「新たな町のまつり」の創出に取り組み、すいかをはじめとする農産物や田原坂、植木温泉などの観光資源のPR。

○はってん祭事業

植木町の恒例の夏祭りとして、平成 20 年度で第 36 回を迎える（生涯学習センター東側特設会場）。

○植木温泉納涼花火大会助成事業

はってん祭協賛として、植木温泉付近の合志川河川敷で開催される花火大会への助成。

○中心市街地の活性化

植木中央土地区画整理事業の早期完成、商業の活性化など、植木町中心市街地活性化に向けた各種施策・事業の推進。

●中小企業振興助成事業

中小企業の創業、経営基盤の強化、中小企業構造の高度化を促進する事業への助成。
事業助成金（中小企業団体を組織・運営を開始したとき、高度化施設を設置又は拡充したとき）
利子補助金（金融機関から融資を受けて設備を設置、拡充したとき）

○田原坂ウォークラリー事業

史跡「田原坂」周辺を散策する観光振興を目的として、平成3年から開催。

○「田原坂」の国指定史跡化（フィールドミュージアム）

植木町・玉東町で点在する「西南の役」の史跡について、国指定史跡化を目指すとともに、豊富な農産物や観光資源を取り込み、観光及び歴史・平和教育などの拠点として幅広く活用する。

8. 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

【ハード事業】

○植木中央土地区画整理事業

植木町中心部の都市再生に向けた土地区画整理事業。

○基幹的道路網の整備（国道3号植木バイパスの全線開通）・道路整備事業（都市計画道路及び幹線道路の整備）

国道3号植木バイパスの早期完成をめざすとともに、一木鞍掛線や植木停車場投刃塚線、県道大津植木線から植木町役場や町道植木古閑線バイパスなどを整備。

◎公共交通体系の整備

公共交通機関の利用促進を図るため、パークアンドライド施設やロータリーの整備、バスベイを整備。

○上水道事業

現在、6地区の町営簡易水道を整備。平成21年度から28年度までの上水道整備計画を策定し、簡易水道の一部統合、老朽施設の改良とともに、水道未普及地域の解消を推進し上水道へ移行するための事業を実施。

○公共下水道事業

植木町は、平成20年度より公共下水道を供用開始し、平成39年度までに計画面積423ha、計画人口16,800人の完成を目指している。

【ソフト事業】

◎街なか住居・街並み形成推進事業

植木町中心部における共同住宅や店舗併用住宅建設への助成。

◎賃貸集合住宅整備費助成事業

植木町中心部における民間集合住宅の共同通行部分などの整備への助成（国の優良建築物等整備事業制度要綱に基づく）。

◎コミュニティバス事業

JR植木駅や現植木町役場などを結ぶコミュニティバスの運行などにより、公共交通機関の充実を図る。

「合併・政令指定都市
移行に伴う財政見通し」関係

【政令指定都市移行に伴う影響額試算の前提】

この試算は、先進他市の事例等をもとに行った仮試算であるため、移譲される業務や財源については政令指定都市移行後に関係官庁と行う協議や政令指定都市移行に伴うハード・ソフト整備経費により変動します。

項 目	前 提
対象地域	熊本市、下益城郡城南町、鹿本郡植木町 (平成21年度内の合併を前提としています。)
試算期間	平成24～30年度 (7年間) (平成24年度からの政令指定都市移行を前提としています。)
県からの権限移譲事務	政令指定都市移行時に県から移譲されることとなる法令必須事務 (平成20年度に「政令指定都市移行に伴う権限委譲事務に関する県・市合同検討会」が実施した調査に基づくもので、県から移譲される事務については、今後、正式な県市間の協議の場を通して決定されるものです。)

《歳入》

項 目	前 提
地方交付税	政令指定都市の補正係数を用い基準財政需要額を算出するとともに譲与税等の影響を基準財政収入額に反映して算出した見込額
国・県支出金	権限移譲に伴う事業の財源として交付が見込まれる額及び政令指定都市移行に伴い減額が見込まれる県補助金の合算額
市債	権限移譲に伴って整備する国・県道路の整備等に要する費用(投資的経費)の一部に係る借入見込額
その他	<ul style="list-style-type: none"> 宝くじ収入は、交付対象販売実績(平成19年度)を人口按分により試算 軽油引取税交付金等は、平成19年度決算額に基づき、国・県道延長・面積、政令指定都市移行後の交付基準等を勘案した見込額

《歳出》

項 目	前 提
義務的経費	
人件費	平成19年度における法令必須事務に対する従事時間数に基づき、増員される職員の人件費相当見込額 ※県から移譲後の事務の効率化や投資的経費等の見直しを勘案したものではありません。
扶助費	平成19年度における法令必須事務の決算額に基づく見込額
公債費	権限移譲に伴って整備する国・県道路の整備等に要する費用の一部に係る借入額(市債)に基づく元利償還金見込額
投資的経費	平成19年度における法令必須事務の決算額に基づく見込額
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> 政令指定都市移行以前に県が整備した熊本市域の国・県道整備費借入金の償還引継金は、先進他市事例に基づく見込額 政令指定都市移行に伴い増加する旅費・各種負担金等見込額

城南町・植木町との合併・政令指定都市移行に伴う財政見通し（H21-H30）

A 2町合併収支試算

2町（城南・植木）との合併後、10カ年の予算規模は約2兆4千億円と試算しています（表1）。合併後も収支均衡した財政運営を行い、現在の財政調整基金規模100億円超についても確保できる見通しです。

表1：2町（城南・植木）との合併に伴う収支試算《普通会計》

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	10カ年計
市税	959	967	973	978	982	992	1,001	1,004	1,011	1,018	1,018	9,944
地方交付税	339	352	360	342	342	344	343	336	331	326	320	3,396
国・県支出金	561	423	472	477	460	481	477	482	491	497	496	4,756
市債	248	301	296	288	263	229	250	267	224	220	225	2,563
その他	394	375	348	358	331	324	336	318	323	297	303	3,313
歳入計	2,501	2,418	2,449	2,443	2,378	2,370	2,407	2,407	2,380	2,358	2,362	23,972
義務												
人件費	476	477	463	457	440	442	443	448	449	437	431	4,487
扶助費	532	536	552	566	580	594	609	623	637	653	667	6,017
公債費	358	391	331	334	337	342	342	336	337	326	319	3,395
投資的経費	309	309	400	396	333	301	324	313	285	272	269	3,202
その他の経費	826	705	703	690	688	691	689	687	672	670	676	6,871
歳出計	2,501	2,418	2,449	2,443	2,378	2,370	2,407	2,407	2,380	2,358	2,362	23,972
収支	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財政調整基金残高	111	112	100	75	71	73	63	69	75	109	132	

B 政令市移行影響額試算

表2：政令指定都市移行に伴う影響額《※内訳右頁》

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	10カ年計
地方交付税	0	0	0	0	61	61	62	66	71	76	81	478
国・県支出金	0	0	0	0	71	71	71	71	71	71	71	497
市債	0	0	0	0	71	71	71	71	71	71	71	497
その他	0	0	0	0	45	45	45	45	45	45	45	315
歳入計	0	0	0	0	248	248	249	253	258	263	268	1,787
義務												
人件費	0	0	0	0	7	7	7	7	7	7	7	49
扶助費	0	0	0	0	19	19	19	19	19	19	19	133
公債費	0	0	0	0	0	1	3	10	16	23	30	83
投資的経費	0	0	0	0	161	161	161	161	161	161	161	1,127
その他の経費	0	0	0	0	24	24	24	24	24	24	24	168
歳出計	0	0	0	0	211	212	214	221	227	234	241	1,560
収支	0	0	0	0	37	36	35	32	31	29	27	227

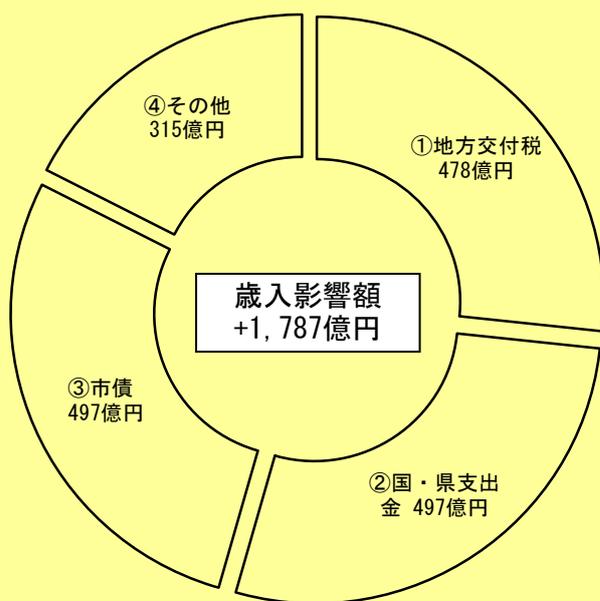
C 政令市収支試算(A+B)

政令指定都市移行に伴い、予算規模は10カ年で約2兆5千5百億円となります（表3）。政令指定都市になることで220億円超の留保財源が生み出され、これを政令指定都市にふさわしいまちづくりの財源として活用します。

表3：政令市移行後収支試算《普通会計》

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	10カ年計
市税	959	967	973	978	982	992	1,001	1,004	1,011	1,018	1,018	9,944
地方交付税	339	352	360	342	403	405	405	402	402	402	401	3,874
国・県支出金	561	423	472	477	531	552	548	553	562	568	567	5,253
市債	248	301	296	288	334	300	321	338	295	291	296	3,060
その他	394	375	348	358	376	369	381	363	368	342	348	3,628
歳入計	2,501	2,418	2,449	2,443	2,626	2,618	2,656	2,660	2,638	2,621	2,630	25,759
義務												
人件費	476	477	463	457	447	449	450	455	456	444	438	4,536
扶助費	532	536	552	566	599	613	628	642	656	672	686	6,150
公債費	358	391	331	334	337	343	345	346	353	349	349	3,478
投資的経費	309	309	400	396	494	462	485	474	446	433	430	4,329
その他の経費	826	705	703	690	712	715	713	711	696	694	700	7,039
歳出計	2,501	2,418	2,449	2,443	2,589	2,582	2,621	2,628	2,607	2,592	2,603	25,532
収支	0	0	0	0	37	36	35	32	31	29	27	227
財政調整基金残高	111	112	100	75	71	73	63	69	75	109	132	

【歳入影響額の試算】



- ① 地方交付税・・・政令指定都市移行に伴う、独自の算定による加算額を示しています
- ② 国・県支出金・・・権限移譲に伴う事業の財源として交付される額及び政令市移行に伴い、減額される県補助金の合算額を示しています
- ③ 市債・・・権限移譲に伴って整備する国・県道路の整備等に要する費用の一部についての借入額（市債）を示しています
- ④ その他・・・政令市移行に伴って新たに付与される軽油引取税交付金や宝くじ収入等について示しています

歳入-歳出
(留保財源)
227億円

【歳出影響額の試算】

- ① 人件費・・・政令指定都市移行に伴い、市民サービス向上にむけ増員される職員人件費を示しています
- ② 扶助費・・・権限移譲に伴い、新たに市で実施する精神障害者医療給付費、児童養護施設措置費等に要する経費を示しています
- ③ 公債費・・・政令指定都市移行に伴って整備する施設設備整備のための借入金（市債）の償還金を示しています
- ④ 投資的経費・・・政令指定都市移行に伴って移譲される国・県道整備費等を示しています
- ⑤ その他の経費・・・政令市移行以前に県が整備した、熊本市域の国・県道整備費借入金の償還引継金等を示しています

